

2022年4月15日

職場代議員 様
自治労団体生命共済加入者 皆様

鳥取市役所職員労働組合
執行委員長 中林 春樹

新型コロナウイルス感染症に関する団体生命共済金請求の取り扱いについて

日頃より自治労共済にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記「新型コロナウイルス感染症」に関する団体生命共済給付時の取り扱いについて、組合員や家族の感染にともなう件数も増加傾向にあり、改めて共済金請求に関する対応を下記のとおりお知らせいたします。

組合員(管理職含む)の皆様へ周知をお願いいたします。

記

1. 給付時の取り扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症の共済事由は、「病気」扱いとなります。
- (2) 病気入院共済金の対象となる「疾病」に該当しますが、検査による結果が陽性・陰性にかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、病気による入院共済金の支払対象となります。また、5日以上連続した入院の場合、その後の退院後通院共済金も支払対象となります。
- (3) 陽性が判明し保健所や医療機関の指示により臨時施設(病院と同等とみなせる施設)に入所もしくは自宅にて療養治療を受けている場合等も病気入院として支払対象となります。

2. ご請求手続きについて

通常の病気入院共済金の場合と同様の書類が必要となります。

添付書類として「新型コロナウイルス検査結果が「陽性」で、就労制限期間がわかる書類」の提出が必要となります。

<例>

- ・医療機関の診断書 または
- ・保健所等が発行する通知書

保健所等が発行する通知書とは・・・

「就業制限通知・就業制限解除通知書」等となり、陽性と判断され就労制限期間の始まりから終わりがわかる書類となります。

なお、保健所が発行する証明書類に保健所の公印を必須としている共済・保険会社もあるようですが、証明書発行まで長時間を要しているのが実態となっており、

こくみん共済 coop 全体として(自治労団体生命共済含む)保健所等から通知された公の書類であれば公印不要の対応をとし、早期に共済金支払いを行うこととしています。

3. 今後の取扱い

「新型コロナウイルス感染症」に関して、上記と異なる取扱いが必要とされる場合は、あらためて周知を行います。

4. その他

共済金請求対象者の方は、請求書等書類を送付しますので組合書記局までご連絡をお願いします。請求対象期間は、3年間です。

ご不明な点等ございましたら組合書記局までお問い合わせください。

お問合せ先：組合書記局 書記 福田信江
TEL 0857-20-3399 内線 89-7972